

長野・言語文化研究会 規約

- 第1条 本会は、「長野・言語文化研究会」と称する。
- 第2条 本会は、ことばに関心を持ち、ことばについて考え、研究しようという者が相集い、協力して研究を進めることによって、言語文化の創造に資することを目的とする。
- 第3条 前条の目的を達成するために、次の諸分野にわたる研究会（研究発表会・シンポジウム・講演会・見学会等）を年6回程度開催する。
- (1) ことばと生活についての研究
 - (2) ことばについての基礎研究
 - (3) 方言の研究
 - (4) ことばの教育（国語教育・日本語教育・母語教育等）についての研究
 - (5) その他
- 次の事項を掲載した研究集録を発行する。
- (1) 研究会の研究成果
 - (2) 会員の研究報告・論文
- 第4条 総会は年1回年度当初に開催し、本会存立の意義と会務の現況を確認し、当該年度の計画を審議・決定するものとする。
- 第5条 本会の会員になろうとする者は、入会届を事務局あてに提出するものとする。
- 第6条 本会に、代表1名、幹事若干名、会計監査2名をおく。
- (1) 代表は、総会で選任する。
代表は、役員会を組織し、会務を統括する。
 - (2) 幹事は、会員の中から代表が委嘱し、総会の承認を得るものとする。
幹事は、庶務・会計・編集その他の会務を処理する。
 - (3) 会計監査は、役員会において会員の中から選考し、総会の承認を得るものとする。
 - (4) 代表・幹事及び会計監査の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 第7条 本会の事業遂行に必要な経費は、会計・寄付金・その他の収入をもってあてる。
- 第8条 会費は、年額2,000円とする。ただし、学生は1,000円とする。
- 第9条 本規約の変更は、総会の議によって決める。
- 第10条 本規約の施行に必要な細則・規定は役員会で定める。
- 第11条 本会の会計年度は、4月1日から3月31日までとする。

付則 本会の事務局は、次に置く。

〒386-1214 長野県上田市下之郷乙 620 上田女子短期大学 大橋研究室
電話 0268-38-2352 Fax 0268-38-7351
E-mail:ohashi@uedawajc.ac.jp

平成12年4月 施行。
平成26年4月 一部改正、施行。